

山口県報

平成21年
5月29日
(金曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) 二
換地処分届出 (都市計画課) 二
公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) 二
山口県保健医療計画の変更 (地域医療推進室) 三
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) 三
人委規則
苦情相談の処理に関する規則の一部を改正する規則 四
公安委規則
山口県道路交通規則の一部を改正する規則 四
公安委規程
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程 六

山口県告示第百三十一号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年五月二十九日から同年六月十八日ま

の間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日産化学工業株式会社
住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日産化学工業株式会社小野田工場
所 在 地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	間 隔 時 間
四七一口	一・五 (m^3)	平成二一、 六、一九	平成二一、 一〇、三二	平成二一、 一、一〇	断 続 一 二 時 間
四七一ホ	(Nm^3 /分)	"	"	"	連 続 二 四 時 間
"	(Nm^3 /分)	"	"	"	"

備考 「四七一口」及び「四七一ホ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する過施設及び廃カス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
四七一口	七	一五、〇〇〇	〇・〇二
四七一ホ	二二	一〇〇	〇・〇三
"	"	"	"

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	八	一六	〇・九二、六二二、七九二、六
"	"	"	"

山口県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称
下松市赤谷土地改良区
秋芳町土地改良区

認可年月日
平成二二、五、一五
" " 二二

山口県告示第百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第百三条第三項の規定により、柳井市柳井津土地区画整理事業施行者太陽通信株式会社から土地区画整理事業の施行地区に

ついて、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成二十一年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 換地処分の年月日
平成二十一年五月十八日
- 二 換地処分の内容
平成二十一年五月十八日認可された換地計画のとおり



(一八四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年七月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年五月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口地産食育研究会

代表者の氏名 内垣内 實

主たる事務所の所在地 山口市黄金町二番一九一―二〇五号

三 定款に記載された目的

山口県民に対して、地産食材を使用した食育に関する事業を行い、もって地域社会における食の安心及び安全に寄与すること。

(一八五) 山口県保健医療計画の変更

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六の規定により、次のとおり山口県保健医療計画を変更しました。

平成二十一年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 計画の内容

縦覧に供する変更後の山口県保健医療計画書のとおり

二 縦覧の場所

山口県健康福祉部地域医療推進室及び各保健所

(一八六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十一年五月二十九日から同年九月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 トミーズタウン新下関

所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住

ニューヨーク・エボ 北九州市門司区柳町二丁目八番三〇号

代表者の氏名 白田 弘之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の名称	アドバンテック株式会社	ニューヨーク・エボリュイション株式会社

四 届出年月日

平成二十一年五月十二日

五 変更年月日

平成二十一年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 トミーズタウン新下関

所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

ニューヨーク・エボ 北九州市門司区柳町二丁目八番三〇号 白田 弘之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社マキ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	広島市東区上大須賀町一四番五号

大規模小売店舗に
おいて小売業を行
う者の代表者の氏
名

〃

榎下
豊彦

四 届出年月日

平成二十一年五月十二日

五 変更年月日

平成二十一年五月二十七日



苦情相談の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十号

苦情相談の処理に関する規則の一部を改正する規則

苦情相談の処理に関する規則（平成十七年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第四十九条の二第一項に規定する不服申立て又は法第四十六条の規定による勤務条件に関する措置の要求に関する事案に係る問題について、苦情相談をすることができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第五号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「府令」という。の下に、「運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）」を加える。

第二条第二項の表中

六 府令第三十六条の規定による指定自動車教習所の指定申請書の記載事項変更届

六 府令第三十六条の規定による指定自動車教習所の指定申請書の記載事項変更届

六の二 第十九条の二の認知機能検査申出書

六の三 第二十二條の二の認知機能検査員講習申出書

に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（認知機能検査の申出）

第十九条の二 法第九十七条の二第一項第三号イ及び法第一百一条の四第二項の認知機能検査を受けようとする者は、認知機能検査申出書（別記第十二号様式の三）を公安委員会に提出しなければならない。

第二十一条中「第一百一条第三項」を「第一百一条第六項」に改める。

第二十三条の見出しを削る。

第二十二條の次に次の見出し及び一條を加える。

（講習の申出）

第二十二條の二 運転免許に係る講習等に関する規則第四条第二項第二号に規定する講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習申出書（別記第十五号様式の二）を公安委員会に提出しなければならない。

別記第十二号様式の二の次に次の一様式を加える。

第12号様式の3 (第19条の2関係)

検査場所	受検番号	認知機能検査申出書	年月日
		山口県公安委員会 殿	
		申出者氏名	
下記のとおり認知機能検査を受けたいので、山口県道路交通規則第19条の2の規定により申し出ます。 記			
住所			
(ふりがな)			
氏名			
生年月日	年 月 日	(歳)	性別 男・女
連絡先	自宅・勤務先 (電話 局 番)		
山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)			

- 注 1 この申出書は、山口県警察本部交通部運転免許課長に提出すること。
 2 印欄は、記入しないこと。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

原記載第十四号様式を「第102条第3項」や「第102条第6項」に改める。
 原記載第十五号様式の次に次の1様式を加える。

第15号様式の2 (第22条の2関係)

講習場所	認知機能検査員講習申出書	受講番号	
	山口県公安委員会 殿	申出者氏名	年月日
下記のとおり認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けた いので、山口県道路交通規則第22条の2の規定により申し出ます。 記			
住所			
(ふりがな)			
氏名			
生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女
連絡先	自宅・勤務先 (電話 局 番)		
山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)		写真はり付け欄	

注 1 この申出書は、山口県警察本部交通部運転免許課長に提出すること。
 2 写真は、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとし、申出前6月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものをはり付けること。
 3 印欄は、記入しないこと。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第二号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年五月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十三の表第八項第十項（準用）第八條の二第四項、第九條の八第五項、第九條の二第四項、第十一條第十項、第十一條の二第五項、第二十四條の二第八項及び第二十七條第三項の項中「第11條の2第5項」を「第11條の2第6項」に改め、同表第十二條第一項の項の次に次のように加える。

第12條の3 報告の徴収又は指定する医師の受診命令

別表第一の四十三の表第十三條の項の次に次のように加える。

第13條の2 公務所等からの報告の徴収

別表第一の四十三の表第二十條の三の項の次に次のように加える。

第29條第1項 申出の受理

第29條第2項 調査の実施及び適当な措置

別表第一の六十五の表第五十一條の四第十七項の次に次のように加える。

第51條の5第1項 報告又は資料の徴収

第51條の5第2項 官庁、公共団体その他の者への照会又は協力の依頼

別表第一の六十五の表第九十條第三項（準用）第九十條第五項の項中

「第90條第三
 〔準用〕
 第90條第五

「第90条第4項
〔準用〕
第90条第7項」
を
第90条第4項
に改め、同項の次に次のように加える。

第90条第8項、第103条
第6項
適性検査を受け、又は医師の診断書を提出すべき旨の
命令

別表第一の六十五の表第九十条第八項の項中「第90条第8項」を「第90条第11項」に改め、別表第九十四条第二項の項の次に次のように加える。

第97条の2第1項第3号
イ、第101条の4第2項
認知機能検査の実施

別表第一の六十五の表第百一条の四第2項の項中「第101条の4第2項」を「第101条の4第3項」に、「高齢者講習」を「高齢者講習等」に改め、別表第

「第102条第1項・第2項・第3項
第103条第2項
〔準用〕
第103条第4項
第104条の2の3第6項
第107条の5第8項
第103条第7項
〔準用〕
第107条の5第8項

第102条第1項・第2項・第3項・第4項・第5項・第6項
第103条第3項
〔準用〕
第103条第5項
第104条の2の3第6項
第107条の5第9項
第103条第9項
〔準用〕
第107条の5第9項

を
に改め、別表第百三条の二

第四項〔準用〕第百七条の五第九項の項及び第百三条の二第五項〔準用〕第百七条の五第九項の項中「第107条の5第9項」を「第107条の5第10項」に改め、別表第百四条第一項後段〔準用〕第百四條の二第六項及び第百七条の五第三項の項、第百四條第三項〔準用〕第百七条の五第三項の項並びに第百四條の二第二項〔準用〕第百四條の二第三項及び第百七条の五第三項の項、第107条の5第3項、を「第107条の5第4項」に改め、別表第百四條の三第一項〔準用〕第百七条の五第十項の項及び第百四條の三第五項〔準用〕第百七条の五第十項の項中「第107条の5第10項」を「第107条の5第11項」に改め、別表第

「第107条の5第4項
第107条の5第5項
〔準用〕
第107条の5第6項後段
第107条の5第6項

「第107条の5第5項
第107条の5第6項
〔準用〕
第107条の5第7項後段
第107条の5第7項

を
に改める。

第107条の5第7項

第107条の5第8項

別表第一中八十五の表を八十六の表とし、七十の表から八十四の表までを一表として並び、六十九の表の次に次の一表を加える。

70 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条第2項第2号	認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習の実施

別表第二の十七の表第十一條の一第1項・第2項の項中「第11条の2第1項・第2項」を「第11条の2第1項・第3項」に改め、同項の次に次のように加える。

第11条の2第2項
保管に係るけん銃部品の仮設置

別表第二の十七の表第十一條の二第1項・第2項の項中「第11条の2第3項・第4項」を「第11条の2第4項・第5項」に改め、同項の次に次のように加える。

第12条の3	報告の徴収又は指定する医師の受診命令
第13条の2	公務所等からの報告の徴収
第13条の3第1項	銃砲刀剣類の提出命令及び保管
第13条の3第2項	保管に係る銃砲刀剣類の返還
第13条の3第3項	けん銃部品の提出命令及び保管
第13条の3第4項	保管に係るけん銃部品の返還

別表第二の十九の表第二十七條の二第1項の項の次に次のように加える。

第29条第1項	申出の受理
第29条第2項	調査の実施及び適当な措置

を
に改め、平成二十一年六月一日から施行する。

平成二十一年五月二十九日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市